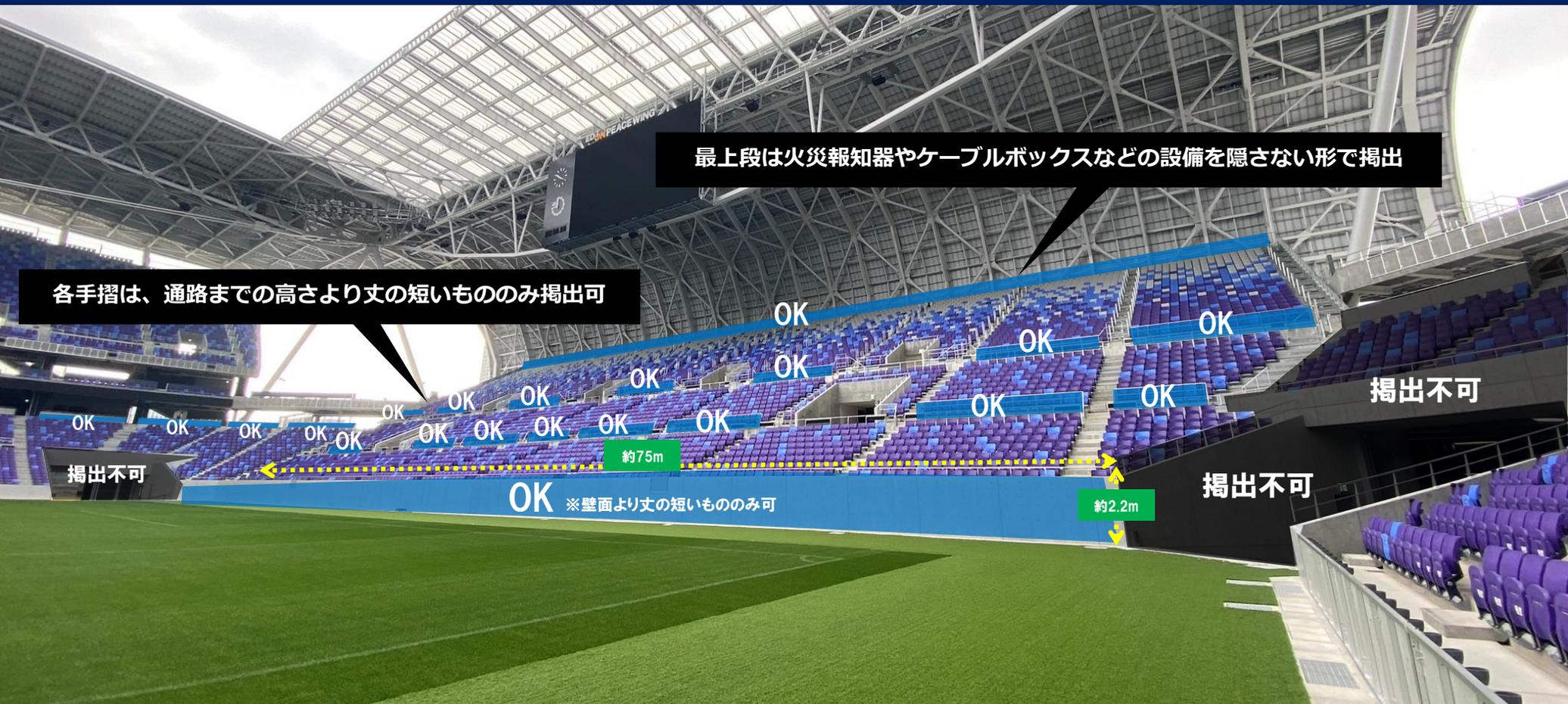


南側スタンド 横断幕掲出ルール



最上段は火災報知器やケーブルボックスなどの設備を隠さない形で掲出

各手摺は、通路までの高さより丈の短いもののみ掲出可

掲出不可

掲出不可

OK ※壁面より丈の短いもののみ可

掲出不可

約75m

約2.2m

◆注意事項

- 非常口や案内表示、火災報知器やケーブルボックスなどの設備を隠さないように注意して掲出してください。
 - 階段や通路に掛かる形での掲出や、荷物などを置くことは通行の妨げとなるため禁止です。
- ※最終的な掲出可能箇所の詳細は現地スタッフへお尋ねください。

南側スタンド 横断幕掲出ルール〔座席・入口周辺〕



《壁面に掲出する場合》
非常口表示 および 施設の案内表示を覆う形での掲出は不可



《屋根状に掲出する場合》
非常口表示を隠す および 通行の妨げになる高さでの掲出は不可



火災報知器やケーブルボックス
などの設備を覆う形での掲出不可

座席に掛かる形での掲出不可



通路や階段に掛かる形での掲出不可

北側スタンド 横断幕掲出ルール



掲出不可

掲出不可

掲出不可
(ビジター専用エリア)

緩衝地帯
【立入禁止】

各手摺は、通路までの高さより丈の短いもののみ掲出可

OK ※壁面より丈の短いもののみ可

約60m

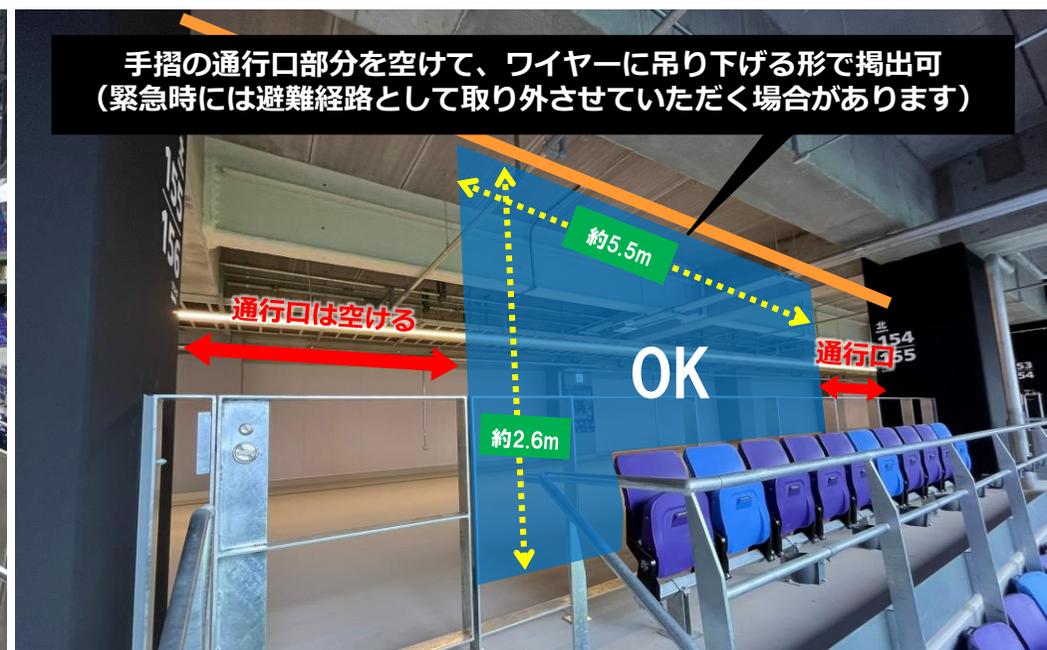
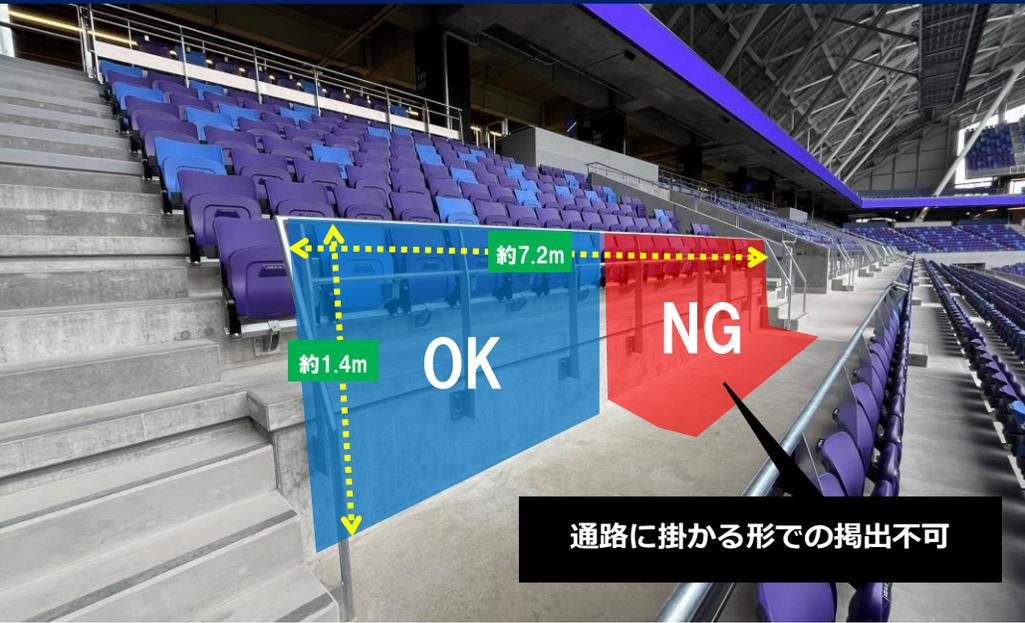
約2.2m

◆注意事項

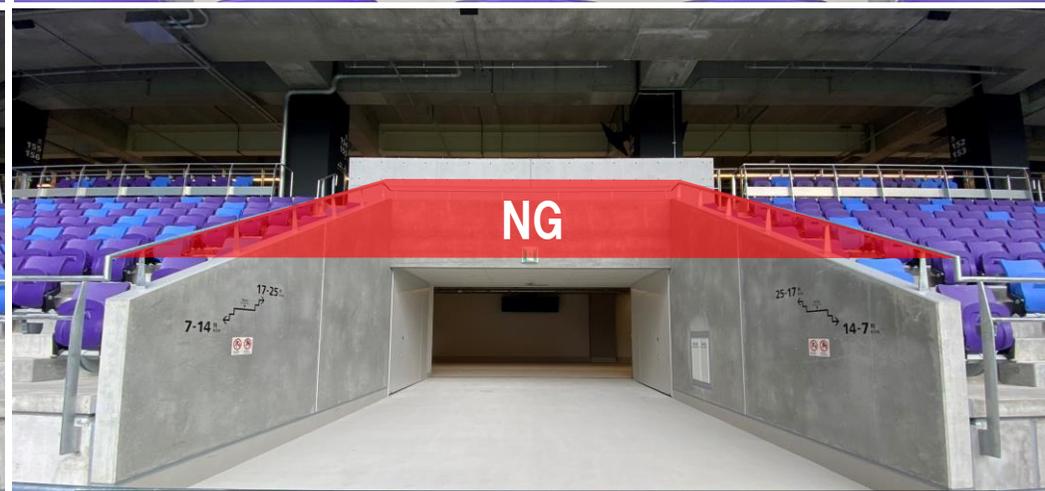
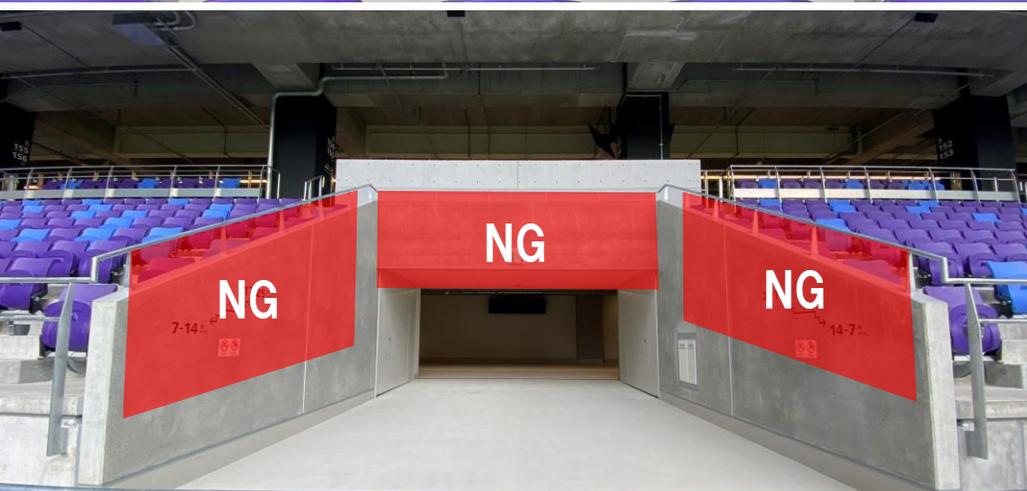
- 非常口や案内表示、火災報知器やケーブルボックスなどの設備を隠さないように注意して掲出してください。
- 階段や通路に掛かる形での掲出や、荷物などを置くことは通行の妨げとなるため禁止です。

※緩衝地帯の位置が変更となる可能性があります。周辺の最終的な掲出可能箇所は、スタッフにお尋ねください。

北側スタンド 横断幕掲出ルール〔座席周辺〕



北側スタンド 横断幕掲出ルール〔出入口周辺〕



《壁面に掲出する場合》
非常口表示 および 施設の案内表示を覆う形での掲出は不可

《屋根状に掲出する場合》
非常口表示を隠す および 通行の妨げになる高さでの掲出は不可

東側バックスタンド 横断幕掲出ルール



◆注意事項

- 非常口や案内表示、火災報知器やケーブルボックスなどの設備を隠さないように注意して掲出してください。
 - 階段や通路に掛かる形での掲出や、荷物などを置くことは通行の妨げとなるため禁止です。
- ※最終的な掲出可能箇所の詳細は現地スタッフへお尋ねください。

東側バックスタンド 横断幕掲出ルール



◆注意事項

- ▶ 非常口や案内表示、火災報知器やケーブルボックスなどの設備を隠さないように注意して掲出してください。
 - ▶ 階段や通路に掛かる形での掲出や、荷物などを置くことは通行の妨げとなるため禁止です。
- ※最終的な掲出可能箇所の詳細は現地スタッフへお尋ねください。

東側バックスタンド 横断幕掲出ルール〔座席周辺〕

